

宇都宮地方裁判所委員会（第29回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 平成28年5月18日（水）13：30～15：00

2 場所 宇都宮地方裁判所 大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

赤羽 浩，秋山恵子，荒井雅彦，高橋大輔，田淵大輔，中尾 久，中村正利，
野山 宏（委員長），福澤英子，三浦一久，宮原保之，吉成 剛

（説明者）

宇都宮地方裁判所刑事部裁判官 佐藤 基

同 横山 寛

（庶務）

横山真幸事務局長，関口眞一事務局次長，越田秀之総務課長，
篠塚宏器総務課課長補佐

4 議事

(1) 新任委員の自己紹介

赤羽委員，秋山委員，高橋委員，田淵委員，中村委員及び宮原委員から自己
紹介があった。

(2) 意見交換テーマに関する説明

委員長より，今回の意見交換テーマ（裁判員裁判について）に関する説明が
行われた。

(3) 宇都宮地方裁判所における裁判員裁判の事例紹介

委員長より，宇都宮地方裁判所における裁判員裁判の事例に基づき，裁判員
の負担軽減のための工夫点などの説明が行われた。

(4) 意見交換・質疑応答

上記(3)を踏まえた意見交換・質疑応答が行われた。

- 裁判員候補者名簿には毎年どのくらい的人数が記載されるのか。(委員)
 - 今年度は約4400人である。(説明者)
- 選任された後、オリエンテーションは行われるのか。(委員)
 - 選任された後、裁判官との顔合わせ、刑事手続の流れなどのオリエンテーションを行っている。(説明者)
- 遺体の写真など、メンタル的ダメージが多いと思う。グラフィックの方がメンタル的に負担が少なく、良いのではないか。(委員)
 - イラストで足りる、白黒で足りるという時は、裁判員の負担を考え、心理的に負担の少ない方法を検討している。(説明者)
 - 争点に関わるところであれば、見ていただかなければいけない。そうでないのであれば、極力無用な負担を減らさなければならない。(委員)
- 裁判員候補者名簿への記載は、ランダムに選ばれるのか、又は職業や資格の要件はあるのか。(委員)
 - 裁判員候補者名簿への記載はランダムに選ばれるが、その後、司法関係者など一定の者は除かれることになる。(委員長)
- 裁判員候補者名簿へのリストアップはどこが行っているのか。(委員)
 - 市町村の選挙管理委員会において、選挙人名簿の中から裁判員候補者予定者名簿を調製している。(説明者)
- 裁判員候補者名簿に記載された人のうち、年間何名くらい従事するのか。また一回担当すれば、再び当たることはないのか。(委員)
 - 昨年の裁判員裁判は16件であった。通常、裁判員を6人、補充員を2人程度選ぶので8人程度となる。そのため、16件×8人で128人程度が従事することとなる。

ただし、案件によるが、選任手続には20人から30人程度の方に実際に裁判所にお越しいただくので、年間500人近くになる。(委員長)

 - 一度、選任手続に来られて、くじで選ばれなかった方については、その年の

名簿から外れることになるので、再び呼び出しが来ることはない。（説明者）

- 具体的に裁判員に選任された際、断れる理由はどのようなものがあるのか、それとも断れないのか。（委員）

→ 実際に裁判員に選任された後に、途中で解任してほしいとの申し出をすることができ、事情によっては解任手続をとることができる。（説明者）

- 選挙制度が変わり、選挙権が18歳以上になるが、選挙人名簿から選ばれるとなると、20歳未満の方の扱いはどうなるのか。（委員）

→ 現状では裁判員裁判は20歳以上となっている（18歳以上20歳未満は、就職禁止事由である。）。ただし、法律が変われば、裁判員裁判での年齢も変わるかもしれない。（説明者）

- 名簿は毎年作成するということだと、毎年来る方もいるのか。（委員）

→ 可能性としてはある。（説明者）

- 選任手続への呼出状が発送されるときは、事件名などが明記され、事件が特定されているのか。（委員）

→ 呼出状には具体的な事件名は入っておらず、実際に選任手続にお越しになった際にお伝えすることになる。（説明者）

- 判決後、参加された方はメンタル的な負担があると思うが、期間が長くて大変だったとか、こういうところは改善した方がよいとかアンケートなどしているのか。（委員）

→ 事件ごとに、裁判員と補充裁判員の方にアンケートをお配りしている。また、このアンケートは、担当した検察官と弁護士に見ていただき、法曹三者で事件の振り返りを行っている。その中でアンケートに書かれた証拠の出し方の分かりやすさや、衝撃的な写真について、どう裁判員が感じたか情報提供をしている。そして、今後の訴訟活動に活かしている。（説明者）

- メンタル面で精神科を受診した際の費用は賄ってもらえるのか。（委員）

→ 医療費の負担については難しい点がある。なお、最高裁判所で業務委託して

いる裁判員メンタルヘルスサポート窓口というものがあり、パンフレットを全員にお渡ししている。（説明者）

- 長期の事件であると、プロの裁判官や検察官や弁護士は場馴れしているかもしれないが、一般の方は相当負担だったのではないか。メンタル面でのケアはもちろんのこと、体調面のケアにつき、地域の医療機関との連携などはあるのか。（委員）

→ 特別な連携などはないが、相当な負担ではないかというのは、御指摘のとおりであると感じている。（委員長）

- 裁判員の負担を減らすということで、評議は時間どおり終わらせるのか。または議論が白熱しているときは延びるのか。（委員）

→ 基本的に、5時半以降には延びないようにしている。（説明者）

- 裁判員の方は均等に意見や発言はするのか。（委員）

→ 自然の状態であると、よく発言する方とそうでない方がいるが、裁判官としては様々な意見を聞きたいので、発言されていない方がいれば、「今の意見についてどう思いますか」など話を振っていた。または、アンケートの形で考えていることを紙に書いてもらったりし、なるべく意見が適切に反映できるようにしていた。（説明者）

- 一人一人の裁判員について、事件の最初と最後で違いは見られたか。（委員）

→ 裁判の制度に非常に興味を持ったという方が多く、新聞の事件欄も見方が変わったとの御意見を頂いている。社会に対して興味を持つようになり、是非、他の方にも勧めたいと言ってくれる方もいた。（説明者）

- 被告人に精神的な問題がある場合、社会に復帰するときには、二度と同じような事件が発生しないように精神的なものは治していかないといけないと思う。そのような判決はあるのか。（委員）

→ 刑務所に入った後で医療的な対応が必要な人については、刑務所の中で医療

措置というのにも制度として用意されている。しかしながら、病院に何か月間入りなさいというような手続は、刑事裁判の手続としてはないので、どうしても有罪か無罪か、有罪であれば懲役何年かということになる。

また、執行猶予にして、その後、保護観察を付けるということは可能であり、遵守事項として守るべきことを裁判所から保護観察所にお伝えし、その中で、今回の事件で背景又は原因となった精神的な病については必ず治療するようにとの条件を付けることはできる。ただ、それはあくまで保護観察所にお伝えするというものであって、保護観察所の方で、それに基づいて対象者に対して検査をしたうえで、何が一番ふさわしい保護観察かということを決めていくので、裁判所が決めたからと言って、全部そのとおりになるかは分からない。あくまでも刑罰ではない。（説明者）

→ 心神喪失状態で無罪だという判決が出た場合、医療観察法という別の法律で精神科の医療を受けてもらうことがあるが、それは刑罰として行うのではない。また、捜査機関の方で、これは心神喪失で起訴しても仕方がないというときは、裁判を経ずに医療観察法の世界になることもある。（委員長）

○ 裁判員裁判での案件と、そうでないものの線引きは何か。（委員）

→ 一定の重い犯罪が、自動的に裁判員裁判となる。（説明者）

○ 裁判員候補者名簿に記載されるのが4千何人という話であり、最終的に裁判員に選ばれるのが年間で100数十人程度ということで、そんなに名簿に載せる必要があるのか。これは完全に無視する人なども織り込み済みの数ということでよいのか。（委員）

→ 少人数であるが、何も音沙汰がない人もいる。

なお、裁判員6人及び補充裁判員2人を選ぶ際、検察官と弁護士の方で、最大5人ずつ無条件で外すことができるという権利がある。それはどんな理由であるか問わない。最大で、検察官と弁護士で5人5人の10人、それと裁判員6人と補充員2人が必要になることから、最低、くじをする前提で18人は必

要となる。その他に、突発的に仕事が入ったり、具合が悪くなることがあるので、どうしても選任手続には、20人から30人来ていただく必要がある。

それまで逆算すると、7週間前に呼出状を送る際には、もっと大きな人数に呼出状を送らなければならない。(説明者)

○ 裁判所からの通知を全く無視することによる制裁はあるのか。(委員)

→ 過料という制裁がある。(説明者)

○ 今の説明だと、選任手続の際、候補者名簿は検察官に提出されるのか。(委員)

→ 名簿そのものではないが、選任手続に出席した方につき、順に1番、2番、3番と番号が付き、そのリストを作成し、裁判官と検察官と弁護士が面接する際に渡すことになる。(説明者)

(5) 次回期日の指定等

次回の宇都宮地方裁判所委員会は、平成28年11月16日(水)午後3時30分から開催したい。議題についてであるが、委員の方それぞれの立場から、裁判所への提言や要望など、裁判所への思いを聞かせていただき、それを次回の議題としたい。

以 上